

必ず受けてたい5つのがん検診

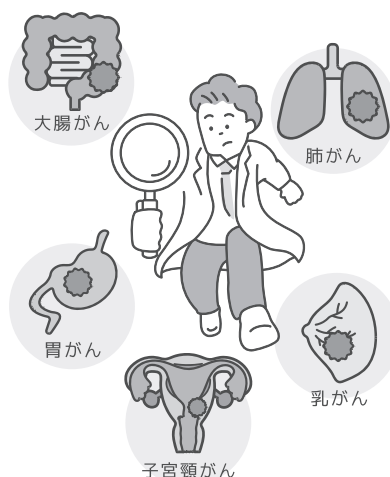
がん検診の種類	検診方法	性別・推奨年齢	検診間隔
大腸がん	問診、便潜血検査	男女・40歳以上	毎年
肺がん	問診、胸部X線検査	男女・40歳以上	毎年
胃がん	問診、胃部X線検査もしくは 胃内視鏡検査	男女・50歳以上 ※胃部X線検査は40歳以上に 対し実施可	2年に1回 ※胃部X線検査は毎年 実施可
子宮頸がん	問診、視診、内診、子宮頸部細胞診もしくはHPV検査(自治体が導入している場合)	女性・20歳以上 ※HPV検査：女性・30～60歳	2年に1回 ※HPV検査：5年に1回
乳がん	問診・マンモグラフィ	女性・40歳以上	2年に1回

がんによる死亡率を減らすためには「早期がん」で見つけることが重要です。定期的にこれらのがん検診を受けることにより、早期がんを発見でき、適切な治療によってがんによる死亡率を減らせることが科学的に証明されています。

がんは早期のうちには自覚症状がほとんどありません。また、多くのがんは早期がんで発見できる期間がわずか1～2年です。そのため、がん検診の対象年齢になったら、定期的ながん検診を受けましょう。

Add Info

がん検診の結果が「異常あり」だった場合は、必ず精密検査を受けることが大切です。それによって早期がんの発見が可能になります。



各自治体では、健康増進法に基づき、大腸がん・肺がん・胃がん・子宮頸がん・乳がんなどの検診を、安価または無料で実施しています。

早期発見につながるこの制度、使わないのはもったいないですね。この機会に制度を上手に活用して、「がん検診」を毎年の安心習慣にしてみませんか？

Contents

必ず受けてたい5つのがん検診	1	「ポスト2025」健康保険組合の提言	4
2025年度 決算のお知らせ	2	シャープ健保de健康エール	4
特定健診は毎年受診しましょう	3	健康保険料等に関するお知らせ	4

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

2025年度

決算のお知らせ

2025年度収支決算が、7月の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

健康保険

2025年度の健康保険の決算は、健保財政の健全化を図るため、健康保険料率を10.5%に引き上げるとともに、特例退職被保険者制度の加入申請の停止や給付制度等の一部見直しを行い、加えて標準報酬月額伸び等もプラスに働き、繰入金を除く単年度収支差で+448百万円(計画▲593百万円)の決算となりました。

基礎数値

健康保険料率

項目	決算数値	前年度比
事業主	6.3%	+0.777%
被保険者	4.2%	+0.523%
保険料率合計 (調整保険料含む)	10.5%	+1.300%

※2025年度から変更。

平均加入者数

項目	決算数値	前年度比
一般 (従業員・任職)	被保険者 19,226人	▲1,028人
	被扶養者 16,937人	▲2,073人
特退	被保険者 252人	▲156人
	被扶養者 201人	▲128人

平均標準報酬月額

項目	決算数値	前年度比
一般 (従業員・任職)	433,909円	+5,212円
特退	440,000円	±0円

一般勘定(全体)収支

単年度収支差引額 +448百万円

繰入金を除いた収入合計から支出合計を差し引いた額
計画差 +1,041百万円

保険料収入

13,758百万円

皆さまと会社から納めていただく保険料

計画差+678百万円
標準報酬月額伸びなど

事業収入・他

488百万円

健診事業収入や国からの補助金など

計画差+38百万円
国庫補助金の増加など

繰入金

2,000百万円

過去に蓄えた積立金を取り崩して補填

保険給付費

6,745百万円

皆さまの医療費や出産手当金などの法定給付費、シャープ健保独自の付加給付など

計画差▲233百万円
被保険者数の減少など

納付金

5,919百万円

高齢者の医療制度を支えるために国へ納付する負担金

計画差+17百万円
厚労省通知に基づく

保健事業費・他

1,134百万円

健診や健康づくりのための費用、事業運営費用など

計画差▲110百万円
保健事業費等の計画比減

収入合計

16,246百万円

支出合計

13,798百万円

※端数処理をしているため合計が一致しない場合があります

介護保険

2025年度の介護保険の決算は、介護保険料率1.7%を据え置き、繰入金を除く単年度収支差で+163百万円(計画+235百万円)の決算となりました。

健保組合を取り巻く状況

健康保険組合連合会(健保連)が公表した「令和8年度健康保険組合 予算編成状況について」によると、2026年度に赤字予算を編成した組合は74%、全体での経常収支差引額は▲2,890億円の赤字となる見通しです。

保険料収入は、賃金引き上げ効果を反映して増加が見込まれるものの、保険給付費は診療報酬改定等を踏まえ増加、拠出金も現役世代の減少によって増加が見込まれています。

当組合では、引き続き被保険者、被扶養者のための健康づくりや疾病予防事業などの推進という保険者機能を発揮して、医療費の抑制に努めてまいります。

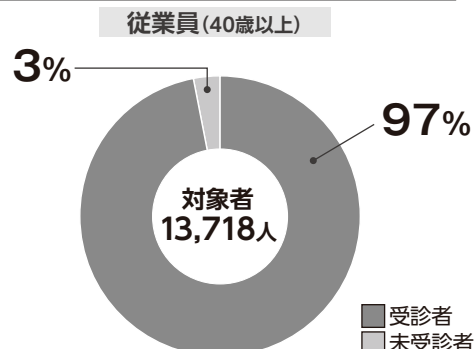
皆さまにおかれましては、健康管理への関心を高められ、当組合が実施する「健診事業」や「ジェネリック医薬品の使用促進」などに積極的に参加されるとともに、安易な受診やはしご受診、時間外受診などは避けるなど、医療費の削減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

・ 特定健診は毎年受診しましょう! ・

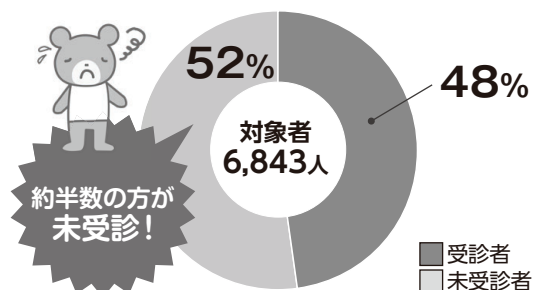
「特定健診」は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、その結果から生活習慣病のリスクが高く、生活習慣改善によりその予防効果が多く期待できる方に対し「特定保健指導」を実施します。国は、健康保険組合に対しこの「特定健診・特定保健指導」の実施を義務付けており、シャープ健康保険組合としましても、国が定める目標値を達成すべく、受診勧奨を強化しております。右の円グラフのとおり、従業員は会社の定期健康診断で特定健診を受診しており、受診率は高いですが「扶養家族および任継、特退被保険者」の方の受診率は低い状況にあります。勤務先や通院先で特定健診を受診されている場合は、その健診結果を登録させていただきますので、ご提出をお願いします。

	シャープ健康保険組合	国の目標値
特定健診受診率	80.4% *目標達成までもう少し	90.0%
特定保健指導実施率	65.1% *目標達成	60.0%

2024年度 特定健診の受診状況



扶養家族および任継、特退被保険者(40歳以上)



対 象 40歳以上の扶養家族、任継、特退被保険者の方へ

下記のIまたはIIの受診方法から選択してください。

I ベネフィットワンの「ハピルス健診」

WEBで申し込みを完結させたい、検査項目を追加したい、また人間ドックを受診したい方にお勧めです。

お問い合わせ・お申し込み **0800-9199-029** (フリーコール)
(平日・土 10:00～18:00)



提携健診機関リスト/
健診ガイドブック



健診予約
受付センター

II 特定健康診査受診券(受診券を利用する)

かかりつけの病院で受診したい方は、「健診ガイドブック」に同封の「特定健康診査受診券」をご利用ください。ご利用の際は下記のメールまたはお電話より「事前利用申込」をお願いします。

メール ①または②で必要事項をご入力の上、送信してください。

①二次元コード



②メールアドレス入力

kenpo-moushikomi@list.sharp.co.jp
件名：受診券利用
本文：(1人目)保険証等の記号・番号
氏名

電話

050-5530-3928



健康診断(特定健診)に関するお問い合わせ先 ▶ TEL:050-5530-3928

「ポスト2025」健康保険組合の提言

－これからの医療を支えるために－

2025 年以降、団塊の世代が全て後期高齢者となり、高齢化の進展や医療費の急増が見込まれることから、健康保険組合連合会は、『「ポスト2025」健康保険組合の提言』を公表しましたのでご紹介します。

この提言では、国民皆保険制度を維持していくために、

- 加入者(国民)の皆さまへ3つのお願い
 - 健康保険組合の4つの約束
 - 健康保険組合が取り組む5つのチャレンジ
- が掲げられています。さらに、
- 国に対して実行・整備を求める5つの事項
- が提示されています。

加入者の皆さまにはぜひ「提言」をご一読いただき、まずは医療保険制度の現状をご理解ください。そのうえで、「加入者(国民)の皆さまへ3つのお願い」に沿って、できることから取り組みをお願いします。



「ポスト2025」全体版



「ポスト2025」概要版

健保のLINE公式アカウント

シャープ健保de健康エール



家族みんなで今すぐ
友だち追加しよう!

健保のLINE公式アカウント
はじめました。
あなたの健康をサポートする
便利でお得な機能が満載♪



家族みんなで
追加しよう

組合員も色々な補助や
サービスを受けること
ができます!



今すぐLINEで
友だち追加!



健康保険料等に関するお知らせ

2026 年 4 月から子ども・子育て支援金制度がはじまりました。この制度は、国が少子化対策として掲げる、こども未来戦略「加速化プラン」を実現するための財源を確保する制度です。

健康保険などの医療保険制度に加入している皆さまで費用を負担し、子どもや子育て世帯を社会保険全体で支えることを目的としています。

健康保険組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収機関を担います。

2026年4月分
からの保険料

=

健康保険料
(被保険者全員)

+

介護保険料
(40～64歳の介護保険第2号被保険者等)

+

子ども・子育て支援金
(被保険者全員)

※健康保険に加入しているすべての被保険者(任継・特退を含む)が対象となります。年齢や性別、子どもの有無、海外赴任等は関係ありません。ただし、産休中や育休中の被保険者は免除されます。